

Q 1 レッスンを受けられなくなるのか。

A 1 当社から事業を承継したジー・エデュケーション様により、レッスンが提供されます。

- ・この度、当社は、大変残念ながら破産し、当社でのレッスン継続はできなくなりました。しかし、当社は、(株)ジー・エデュケーション様（以下「ジー・エデュケーション様」といいます）に、事業承継をしていただくことになりました。
- ・その結果、継承予定校 http://geos.co.jp/news/keisho_school.pdf の受講生様については、当社での未消化レッスンに相当するレッスンを、ジー・エデュケーション様のもと、今までと同じ校舎で、無償で受講していただくことが予定されています。
- ・閉鎖校の受講生様についても、近隣校舎への転校等が可能となっております。（ただし、ジー・エデュケーション様が別に運営するNOVAでの受講の場合には、一定のお支払いが必要となります。）
- ・詳細は、
 - ①ジー・エデュケーション様からのお手紙（各受講生様に郵送しております）や、
 - ②http://www.geos.co.jp/news/20100421_release.pdf をご確認ください。

Q 2 ジー・エデュケーション様でのレッスンを受けるためには、どうすれば良いのか。

A 2 継承予定校にご来校いただき必要書類にご記載いただくなどの手続きが必要です。

- ・継承予定校にご来校いただき必要書類にご記載いただくなどの手続きをとっていただくことが必要です。手続きの詳細は、
 - ①ジー・エデュケーション様からのお手紙（各受講生様に郵送しております）や、
 - ②http://www.geos.co.jp/news/20100421_release.pdf をご確認ください。
- ・なお、ジー・エデュケーション様での手続きの中で、当社に対する金銭的請求の放棄が求められております。レッスンが継続される場合に、さらに金銭的返還も受けられるとなると（金銭的返還についてはQ3をご参照ください）、レッスンを継続されない方との公平性を欠くことになると思われますので、ご理解のほど宜しくお願いいたします。

Q 3 既に支払った受講料のうち、レッスンを受けていない金額について、返金を求めることはできるのか。

A 3 ジー・エデュケーション様でのレッスン提供を受けない場合、当社への金銭返還請求権を破産手続で処理することになりますが、配当の有無等は現時点で不明です。

- ・ ジー・エデュケーション様でのレッスン継続を希望されない場合には、レッスンがなされない以上、当社に対して既にお支払いいただいた金額のうちレッスンがなされていない金額分の返還請求権をお持ちになります。
- ・ ただし、上記請求権は、あくまで破産手続の中で処理されることになりますが、当社は公租公課等、多額の債務を弁済する資金が欠乏して破産していますから、受講生様の金銭返還請求権に対する破産手続上の弁済（配当）ができるか、できるとしてもその金額、時期等について、現時点では不明ですが、その実現には大変な困難性があると思われます。

Q 4 自分の受講していた校舎のレッスンは、継続されるのか、閉鎖されるのか、知りたい。

A 4 ジオスHPインフォメーションでご確認いただけます。

http://www.geos.co.jp/news/keisho_school.pdf 承継校一覧

http://www.geos.co.jp/news/heiko_school.pdf 非承継校一覧

Q 5 レッスンはいつから再開されるのか。

A 5 継承予定校でのレッスンは、4月23日から再開されております（一部校舎を除きます。）

- ・ 継承予定校でのレッスンは、4月23日から再開されております。レッスン再開校は、ジオスHPインフォメーション <http://www.geos.co.jp/news/0423schl.pdf> をご確認ください。
- ・ その他継続校も、早急に再開できるよう、最大限努力しております。